

○ 平成 28 年 3 月 31 日までの取扱いについて

平成 28 年 1 月 25 日から平成 28 年 3 月 31 日まで掲載していたFAQの内容は以下のとおりです。なお、平成 28 年 4 月 1 日以後は法令の改正により取扱いが変更されておりますので、更新後のFAQ(国税庁ホームページ「ホーム > 社会保障・税番号制度<マイナンバー>について > 社会保障・税番号制度<マイナンバー>FAQ > 源泉所得税関係に関する FAQ > 源泉所得税関係に関する FAQ」)をご覧ください。

Q3-4 社会保障・税番号<マイナンバー>制度導入後には、マル優の適用を受けるのに金融機関へマイナンバー(個人番号)を届け出る必要がありますか。(平成 28 年 1 月 25 日掲載)

(答)

障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度(以下「マル優」といいます。)の適用を受けるためには、最初の預入までに金融機関の営業所等に「非課税貯蓄申告書」を提出し、預入の際に「非課税貯蓄申込書」を提出する必要がありますが、平成 28 年 1 月以後に、これらの書類を金融機関の営業所等に提出する場合にはマイナンバー(個人番号)の記載が必要となります。

また、金融機関はこれらの書類に記載された氏名、生年月日、住所、マイナンバー(個人番号)等とマイナンバー(個人番号)が記載された本人確認書類とを確認し、内容が一致しない場合にはこれらの書類を受理してはならないとされていますので、マイナンバー(個人番号)を届け出なければマル優の適用を受けることはできません。

(注)

- 1 「非課税貯蓄限度額変更申告書」及び「非課税貯蓄相続申込書」についても同様です。
- 2 障害者等の少額公債の利子の非課税制度についても同様です。

○ 平成 28 年 3 月 31 日までの取扱いについて

平成 28 年 1 月 25 日から平成 28 年 3 月 31 日まで掲載していたFAQの内容は以下のとおりです。なお、平成 28 年 4 月 1 日以後は法令の改正により取扱いが変更されておりますので、更新後のFAQ(国税庁ホームページ「ホーム > 社会保障・税番号制度<マイナンバー>について > 社会保障・税番号制度<マイナンバー>FAQ > 源泉所得税関係に関する FAQ > 源泉所得税関係に関する FAQ」)をご覧ください。

Q3-5 平成 27 年以前からマル優の適用を受けているのですが、平成 28 年 1 月以後も引き続きマル優の適用を受けるためにはマイナンバー(個人番号)を届け出る必要はありますか。(平成 28 年 1 月 25 日掲載)

(答)

平成 27 年以前にマル優の適用を受けていた方が、平成 28 年 1 月以後に預入を行う預貯金等について、引き続き非課税適用を受けるためには、原則として、預入を行う際に、マイナンバー(個人番号)を記載した非課税貯蓄申込書を金融機関に提出する必要がありますので、マイナンバー(個人番号)の届出がなければ非課税適用を受けることができません。

しかしながら、下記の(1)及び(2)のとおり、預け入れている預貯金等の種別や当初の預入時に作成した非課税貯蓄申込書の形式により、預入を行う際に非課税貯蓄申込書の提出が不要になる場合がありますので、預入を行う際に、マイナンバー(個人番号)の届出が必要か否かについては、ご契約されている預貯金等の内容が下記のいずれの類型に該当するのかをご利用の金融機関にご確認ください。

(1) 預け入れている預貯金等が下記の表に掲げる預貯金等に該当する場合

当初の預入時に作成した非課税貯蓄申込書の形式がイ又はロのいずれに該当するのかにより取扱いが異なります。

イ 当初の預入の際に最高限度額を記載していない場合

当初の預入の際に提出した非課税貯蓄申込書に預入の最高限度額を記載していない場合には、預入を行う都度、マイナンバー(個人番号)を記載した非課税貯蓄申込書の提出が必要となりますので、マイナンバー(個人番号)の届出がなければ非課税適用を受けることができません(注)。

ロ 当初の預入の際に最高限度額を記載している場合

当初の預入の際に提出した非課税貯蓄申込書に預入の最高限度額を記載している場合には、預入を行う預貯金等が、その当初提出した非課税貯蓄申込書に記載した最高限度額に達するまでの間は、預入を行う都度、非課税貯蓄申込書を提出する必要はありません。

したがって、預入を行う都度、マイナンバー(個人番号)を届け出なくても、当初の預入時に記載した最高限度額の範囲内で非課税適用を受けることができます。

【 (1) の取扱いとなる預貯金等の表 】

No.	預貯金等の種別
1	普通預貯金又は貯蓄預貯金
2	納税準備預貯金
3	納税貯蓄組合預貯金

4	一定の預入期間又は預入金額及び一定の据置期間を約して積み立てる預貯金で、その据置期間が3か月以上のもの
5	据置貯金
6	勤務先預金及び共済組合貯金
7	定期預貯金又は通知預貯金で、反復して預入することを約するもの
8	指定金銭信託及び貸付信託で、反復して信託することを約するもの
9	金融機関又は金融商品取引業者等から有価証券を反復して購入することを約するもの
10	いわゆる金融債で、その発行をする金融機関から反復して購入することを約するもの

(2) 預け入れている預貯金等が上記の表に掲げる預貯金等に該当しない場合

預入を行う都度、マイナンバー(個人番号)を記載した非課税貯蓄申込書の提出が必要となりますので、マイナンバー(個人番号)の届出がなければ非課税適用を受けることができません(注)。

(注)

マル優の適用を受けるためには、上記(1)ロの場合を除き、預入を行う都度、金融機関に非課税貯蓄申込書を提出する必要があるため、平成 28 年 1 月以後に提出する非課税貯蓄申込書にはマイナンバー(個人番号)を記載することとされています。

この場合に、金融機関は、非課税貯蓄申込書に記載された氏名、生年月日、住所、マイナンバー(個人番号)等とマイナンバー(個人番号)が記載された本人確認書類とを確認し、内容が一致しない場合にはその非課税貯蓄申込書を受理してはならないとされています。

したがって、貯蓄者の方が金融機関にマイナンバー(個人番号)を届け出なければ、金融機関はこの確認を行うことができないため、非課税貯蓄申込書を受理することができず、結果として、非課税の適用を受けることができません。

○ 平成 28 年 3 月 31 日までの取扱いについて

平成 28 年 1 月 25 日から平成 28 年 3 月 31 日まで掲載していたFAQの内容は以下のとおりです。なお、平成 28 年 4 月 1 日以後は法令の改正により取扱いが変更されておりますので、更新後のFAQ(国税庁ホームページ「ホーム > 社会保障・税番号制度<マイナンバー>について > 社会保障・税番号制度<マイナンバー>FAQ > 源泉所得税関係に関する FAQ > 源泉所得税関係に関する FAQ」)をご覧ください。

Q3-6 マル優適用を受けている定期預金について、平成 28 年 1 月以後に満期を迎え、引き続き非課税適用の預入をする場合には、マイナンバー(個人番号)を届け出る必要はありますか。(平成 28 年 1 月 25 日掲載)

(答)

平成 27 年以前からマル優の適用を受けていた定期預金について、平成 28 年 1 月以後に満期を迎え、引き続き非課税適用の定期預金として預入をする場合には、預け入れている定期預金の種別が自動継続(当初の預入の際に反復して預け入れることを約したものの)のものか、自動継続以外のものかにより、また、当初の預入時に作成した非課税貯蓄申込書の形式により、マイナンバー(個人番号)の届出の要否が異なります(Q3-5 と同じ取扱いです。)

具体的には、下記のとおり取扱いとなりますので、マイナンバー(個人番号)の届出が必要か否かについては、ご契約されている定期預金の内容が下記のいずれの類型に該当するのかがご利用の金融機関にご確認ください。

(1) 自動継続の定期預金

定期預金の当初の預入時に作成した非課税貯蓄申込書の形式がイ又はロのいずれに該当するのにより取扱いが異なります。

イ 当初の預入の際に最高限度額を記載していない場合

当初の預入の際に提出した非課税貯蓄申込書に預入の最高限度額を記載していない場合には、定期預金の預入を行う都度、マイナンバー(個人番号)を記載した非課税貯蓄申込書の提出が必要となりますので、マイナンバー(個人番号)の届出がなければ非課税適用を受けることができません。

ロ 当初の預入の際に最高限度額を記載している場合

当初の預入の際に提出した非課税貯蓄申込書に預入の最高限度額を記載している場合には、引き続き非課税適用を受けようとする定期預金が、その当初提出した非課税貯蓄申込書に記載された最高限度額に達するまでの間は、預入を行う都度、非課税貯蓄申込書を提出する必要がありません。

したがって、預入を行う都度、マイナンバー(個人番号)を届け出なくても、当初提出した非課税貯蓄申込書に記載した最高限度額の範囲内で非課税適用を受けることができます。

(2) 自動継続以外の定期預金

定期預金の預入を行う都度、マイナンバー(個人番号)を記載した非課税貯蓄申込書の提出が必要となりますので、マイナンバー(個人番号)の届出がなければ非課税適用を受けることができません。